

2022年5月13日

各 位

会 社 名 大村紙業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大村 日出雄  
(コード:3953 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 八巻 和彦  
(TEL. 0467-52-1032)

## 定款の一部変更に関するお知らせについて

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第58期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第12条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第12条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(電子提供措置等) 第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 (附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 定款第12条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
第12条～第48条 (条文省略)	第13条～第49条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(予定)

以 上